

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木町長 伊藤 良春

市町村名 (市町村コード)	三木町 (341)	
地域名 (地域内農業集落名)	神山地区 (鹿庭、奥山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の高齢化が進み、後継者不足が課題である。担い手も畜産農家が多く、北部の平坦な地域において他地区の担い手が農地を集積している。山間部では中山間地域等直接支払制度及び農業支援グループが水稻の作業を支援し農用地の維持管理を行っているが、鳥獣害の被害も大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平地では、地域の担い手が農用地を集積するとともに、畜産農家が飼料を作付けしたい意向がある。山間部は現状と変わらず、中山間地域等直接支払制度と農業支援グループによる作業支援により、農用地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	179 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積、集約化を推進し、農用地の集団化を図る。受け手がいない場合は、地域外の担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小したり離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付けし、農用地を新規就農者を中心に集積・集約していき、引き受け手がいないときは地域外の担い手に集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の必要性は理解されているが、地元からの話しはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化等により作付けできない農地については、作業支援グループが受託作業を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①近年住宅地にサルが出没し、近隣の住民が脅かされる事態となっている。花火等で追い払ってはいるが、根本的な解決には至っていないため、出没事例のリスト化や、出没地域の見える化を図り、国や県の事業を活用しながら、解決策を模索する。 ⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。				